今や国は 最大の大地主

納とは、相続税を金銭で 納付することが困難な場 合に、例外的に「物」で納付 することですが、相続税評価 額の割高感や土地取引の低迷、 そして、物納の非課税規定の 適用に促されて、多くの物納 申請が行なわれており、特に 首都圏での不動産物納がその 大部分を占めています。

東財務局の物納財産の件 数の推移は、平成3年度 は99件であったものが、平成 5年度には2545件と26倍に 急増し、平成7年度が4641件 でピークを記録しています。 その後減少に転じていますが、 近年でも約3000件前後と依然 高水準で推移しています。

納不動産の中でも貸宅地 などは権利付財産と呼ば れています。借地権等の他人 の権利が付着しているからで す。権利付財産は物納不動産 のうち、一貫して50%前後を 占めています。権利付財産に は国に物納される前から他人 の権利が存在していたものと、 物納に際して相続人が借地権 を自分に残して実際に住んで いる家の敷地のみを物納にし たものとがあります。

権 和付財産が国に物納され た場合には、国は物納者 の賃貸人たる地位を承継しま す。

物かられたものですので、 納財産は金銭に換えて納 公共用地に利用されるものの ほかは原則として公売される のですが、権利付財産につい

ては、機会に応じて賃借人に

買受勧奨を行い、賃借人が賃 貸関係を希望する場合には、 引き続き賃貸関係が維持され ることになっています。

利付財産は物納になじま ない財産と思っている方 が多いようですが、貸宅地の 物納は意外と容易です。借地 契約や地代水準が適切なら、 かえって更地より簡単なくら いです。更地の場合には公売 に支障になる条件がないかど うか厳しく査定されますが、 貸宅地では公売で売却するこ ともないので、逆に条件はゆ るいようです。

业都圏では国は今や最大の 大地主です。地主が国に 替わる、などというと、借地 人の立場からは何か怖い気に なるようですが、地主への気 兼ねとか、法令や判決等の基 進の遵守とか、限界事例での 配慮とかでの危惧は不必要な ので、かえって喜ぶべきこと ではないかと思われます。

勤

の 0

あとの休息であ

(ドイツの哲学者

カント

粋

悦

0 な

ひ

は

地

0

12 0 成 \$ 5 U あ 由 16 す 務 3 Н 時 た 年 が 年 月 11 わ 期 h 期 は 分 度 れ で 0) 税 0 官 3月 務に 年 締 T 所 公 得 庁、 80 税 0) H 3 税 15 0 0 春分 to 大晦 H V ま n 校 最 7 0 等 \$ 0 日 税 平. 月 0 ます。 届 る き 続 地 早. きま 方も 春 80 3 月。 す 多 きり が 雪 まだ 春 花 0) 残 0) 8 寒 便 Vi h 7 13 ŧ H 13



3月の税務メモ

10H

15日

1

31 H

○2月分源泉所得税の納付(特例適用

税)

- 者を除く)
- ○16年分の所得税確定申告
- ○16年分の贈与税申告

(国

- ○青色申告の承認申請(それに伴う 専従者給与届等の提出)
- ○16年分の個人事業者の消費税申告
- 1月決算法人の確定申告
- ○7月決算法人の中間(予定)申告

(地方稅)

- ○2月分個人住民税特別徴収分の納付
- ○16年分の個人住民税・事業税の申告 (所得税確定申告者は申告不要)

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。